

堺市公報 第73号	令和元年6月7日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市保健福祉総合センター設置条例施行規則及び堺市保健所及び保健センタ一条
例施行規則の一部を改正する規則
【健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課】..... 2

<告示>

- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害者更正相談所】..... 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】..... 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の廃止について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】..... 4
- 地方自治法施行令に基づく収納事務の委託について
【建築都市局住宅部住宅管理課】..... 5
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
【建設局土木部路政課】..... 6

<公告>

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】..... 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
【産業振興局商工労働部商業流通課】..... 10
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校教育部教育センター】..... 11
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校教育部教育センター】..... 12

<上下水道局公告>

- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】..... 13
- <議会告示>
- 市議会議員の令和元年資産等報告書等の閲覧について
【議会事務局総務課】..... 14

規則

堺市保健福祉総合センター設置条例施行規則及び堺市保健所及び保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年6月7日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

堺市規則第43号

堺市保健福祉総合センター設置条例施行規則及び堺市保健所
及び保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

(堺市保健福祉総合センター設置条例施行規則の一部改正)

第1条 堀市保健福祉総合センター設置条例施行規則(平成12年規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表南保健福祉総合センターの項中「原山台 原山台東」を「原山ひかり」に改める。

(堺市保健所及び保健センター条例施行規則の一部改正)

第2条 堀市保健所及び保健センター条例施行規則(昭和38年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」の次に「(第2条関係)」を加え、同表南保健センターの項中「原山台 原山台東」を「原山ひかり」に改める。

別表第2中「別表第2」の次に「(第3条関係)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第218号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和元年6月7日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
平田 繁	リハビリテーション科	肢体不自由	社会医療法人清恵会 清恵会病院	堺市堺区南安井町1-1-1	令和元年6月1日
西川 大嗣	形成外科	肢体不自由	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	令和元年6月1日
札 琢磨	心臓血管外科	心臓機能障害	社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市堺区協和町4丁465	令和元年6月1日
杉本 圭司	脳神経外科	肢体不自由	すぎもと脳神経外科クリニック	堺市南区原山台2-2-1 トナリエ梅・美木多1-15	令和元年6月1日
高村 龍一郎	呼吸器科	呼吸器機能障害	社会医療法人ペガサス 馬場記念病院	堺市西区浜寺船尾町東4-244	令和元年6月1日

金本 幸秀	脳神経外科	音声言語機能障害、肢体不自由	社会医療法人ヘルガサス 馬場記念病院	堺市西区浜寺船尾町東4-244	令和元年6月1日
-------	-------	----------------	--------------------	-----------------	----------

~~~~~  
堺市告示第219号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和元年6月7日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

## 指定障害児通所支援事業者（指定日 令和元年6月1日）

| 設置者名称      | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類      | 事業所の名称     | 事業所の所在地                  | 事業所番号      |
|------------|--------------------|------------|------------|--------------------------|------------|
| 株式会社赤い糸    | 堺市北区百舌鳥梅北町2丁76番地15 | 放課後等デイサービス | スポーツアカデミー堺 | 堺市堺区南陵町一丁2-11ワク第二マンション1F | 2756020307 |
| OMO I 株式会社 | 堺市北区金岡町2365番地      | 児童発達支援     | ぶんば        | 堺市東区引野町一丁96番地1           | 2756220196 |
|            |                    | 放課後等デイサービス |            |                          |            |

~~~~~  
堺市告示第220号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第21条の5の25第2

号の規定により告示する。

令和元年6月7日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

指定障害児通所支援事業者（廃止日 令和元年5月31日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社 family a	堺市南区桃山台三丁30番4号	児童発達支援 放課後等デイサービス	スポーツアカデミー放課後等デイサービス	堺市堺区南陵町一丁2-11ワク第二マンション1F	2756020208

~~~~~

堺市告示第221号

堺市営住宅及び堺市特定優良賃貸住宅の使用料の収納事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項により、次のとおり告示する。

令和元年6月7日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 委託する歳入の種類

堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成5年条例第30号）の規定に基づき徴収する住宅の使用料

2 委託する期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号

氏名 近鉄住宅管理株式会社

取締役社長 大島哲郎

堺市告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

| 路線名          | から<br>区間<br>まで    | 旧 | 敷地の          |       | 備考                       |
|--------------|-------------------|---|--------------|-------|--------------------------|
|              |                   | 新 | 幅員m          | 延長m   |                          |
| 土師14号線       | 中区土師町1丁1094番7地先   | 旧 | 3.04<br>3.25 | 12.27 | (ハ037)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 中区土師町1丁1094番8地先   | 新 | 3.52<br>3.63 | 12.27 |                          |
| 東山14号線       | 中区東山203番11地先      | 旧 | 3.07<br>3.08 | 21.59 | (ヒ056)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 中区東山203番8地先       | 新 | 3.89<br>3.89 | 21.59 |                          |
| 鳳東25号線       | 西区鳳東町2丁172番1地先    | 旧 | 4.19         | 29.07 | (カ236)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 西区鳳東町2丁171番1地先    | 新 | 4.70         | 29.07 |                          |
| 下田8号線        | 西区下田町143番1地先      | 旧 | 2.92<br>3.43 | 15.78 | (シ109)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 西区下田町143番1地先      | 新 | 3.81<br>4.07 | 15.78 |                          |
| 津久野16号線      | 西区津久野町1丁1番8地先     | 旧 | 6.00         | 2.10  | (ハ020)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 西区津久野町1丁1番8地先     | 新 | 6.00         | 2.10  |                          |
| 浜寺諏訪森西25号線   | 西区浜寺諏訪森町西1丁23番4地先 | 旧 | 3.15<br>3.20 | 6.91  | (ハ638)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 西区浜寺諏訪森町西1丁23番4地先 | 新 | 3.90<br>3.95 | 6.91  |                          |
| 金岡43号線       | 北区金岡町2225番3地先     | 旧 | 3.65<br>3.81 | 5.50  | (カ201)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 北区金岡町2225番2地先     | 新 | 3.83<br>3.91 | 5.50  |                          |
| 金岡45号線       | 北区金岡町2230番3地先     | 旧 | 2.60<br>2.98 | 16.74 | (カ203)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 北区金岡町2230番2地先     | 新 | 3.30<br>3.49 | 16.74 |                          |
| 藏前2号線        | 北区藏前町3丁1596番6地先   | 旧 | 2.00<br>3.02 | 20.75 | (カ010)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 北区藏前町3丁1596番7地先   | 新 | 3.00<br>3.51 | 20.75 |                          |
| 中長尾向陵中1号線    | 北区南長尾町2丁44番4地先    | 旧 | 10.32        | 7.50  | (カ104)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 北区南長尾町2丁44番5地先    | 新 | 11.59        | 7.50  |                          |
| 百舌鳥本町東上野芝1号線 | 北区百舌鳥本町1丁58番5地先   | 旧 | 2.89<br>3.05 | 21.21 | (カ153)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 北区百舌鳥本町1丁58番3地先   | 新 | 3.43<br>3.43 | 21.21 |                          |

## 道路区域変更調書

| 路線名       | から<br>区間<br>まで    | 旧 | 敷地の          |       | 備考                                  |
|-----------|-------------------|---|--------------|-------|-------------------------------------|
|           |                   | 新 | 幅員m          | 延長m   |                                     |
| 百舌鳥本町18号線 | 北区百舌鳥本町1丁58番5地先   | 旧 | 3.80         | 10.04 | (‡171)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区百舌鳥本町1丁58番5地先   | 新 | 4.90         | 10.04 |                                     |
| 大饗5号線     | 美原区大饗85番5地先       | 旧 | 1.94<br>2.37 | 57.44 | (‡603)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 美原区大饗85番4地先       | 新 | 5.70<br>6.70 | 57.44 |                                     |
| 北余部大饗1号線  | 美原区大饗213番2地先      | 旧 | 4.42<br>4.70 | 2.66  | (‡398)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 美原区大饗213番2地先      | 新 | 4.56<br>4.70 | 2.66  |                                     |
| 多治井小平尾2号線 | 美原区多治井797番4地先     | 旧 | 2.26<br>3.76 | 31.60 | (‡477)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 美原区多治井797番10地先    | 新 | 3.48<br>4.23 | 31.60 |                                     |
| 野尻初芝1号線   | 東区野尻町270番8地先      | 旧 | 5.61<br>6.30 | 21.71 | (/001)<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|           | 東区野尻町270番1地先      | 新 | 6.16<br>6.50 | 21.71 |                                     |
| 浜寺諏訪森中3号線 | 西区浜寺諏訪森町中1丁89番5地先 | 旧 | 2.26<br>3.36 | 21.43 | (^198)<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|           | 西区浜寺諏訪森町中1丁89番8地先 | 新 | 4.00<br>4.67 | 21.43 |                                     |
| 平尾48号線    | 美原区平尾2509番4地先     | 旧 | 3.05<br>4.91 | 29.90 | (‡714)<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|           | 美原区平尾2509番6地先     | 新 | 3.88<br>5.70 | 29.90 |                                     |
| 平尾南北線     | 美原区平尾2509番8地先     | 旧 | 3.94<br>4.08 | 26.60 | (^737)<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|           | 美原区平尾2509番6地先     | 新 | 4.32<br>4.39 | 26.60 |                                     |

公 告

堺市公告第315号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

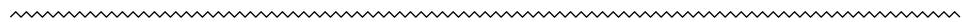
令和元年6月7日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
市民人権局市民生活部戸籍住民課
- 3 落札者を決定した日  
平成31年4月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士ゼロックスシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店  
支店長 足立 孝之  
大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
- 5 落札金額  
¥987,033-（月額当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成31年3月15日



堺市公告第316号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次とのおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和元年6月7日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トナリエ梅・美木多

堺市南区原山台二丁2番1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社日本エスコン

代表取締役 伊藤 貴俊

東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地5

3 変更事項

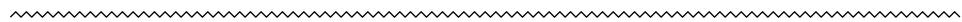
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

平成31年4月25日

5 届出年月日

令和元年5月23日



堺市公告第317号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月7日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量

堺市教育情報ネットワーク保守管理業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市中区深井清水町1426番地

堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階

教育委員会事務局学校教育部教育センター

3 隨意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 関西社

社長 宮澤 俊樹

大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番33号

5 隨意契約に係る契約金額

¥58,903,590-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第318号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月7日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 随意契約に係る調達物品の名称及び数量

教育情報ネットワークに係わるセンターサーバーハウジング用フルラック賃貸借
センターサーバーハウジング用フルラック 23ラック

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市中区深井清水町1426番地
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階
教育委員会事務局学校教育部教育センター

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社スマートバリュークラウドイノベーションDivision
Division Manager 大脇正人
大阪府大阪市西区靱本町2丁目3番2号なにわ筋本町MIDビル4階

5 隨意契約に係る契約金額

¥42,941,640—（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第88号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、
堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の
規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年6月7日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1378号

廃 止 年 月 日 令和元年5月21日

事 業 者 の 名 称 梅崎 偉司

事 業 者 の 住 所 堺市西区上530番地本田方

事 業 所 の 名 称 梅崎設備

事 業 所 の 所 在 地 堺市西区上530番地本田方

議会告示

堺市議会告示第2号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成18年議会規則第2号）第11条第3項の規定に基づき、市議会議員の資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書及び資産取引報告書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和元年6月7日

堺市議会議長 三宅達也

1 閲覧開始の日

令和元年6月17日（月）

2 閲覧場所

堺市役所本庁舎 市政情報センター

堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー

3 閲覧日及び閲覧時間

(1) 閲覧日

市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日

(2) 閲覧時間

市政情報センター

午前9時から午後5時30分まで

市政情報コーナー

午前9時から午後5時15分まで